

資料 1

《平成21年3月30日(月)社会保険事業運営評議会》

平成 2 1 年 度

社 会 保 険 事 業 計 画
(案)

社 会 保 険 庁

目 次

	頁
I. 事業運営方針	1
II. 実施計画	5
1. 年金記録問題への対応	7
2. 適用事務に関する事項	10
3. 保険料等収納事務に関する事項	16
4. 保険給付事務に関する事項	22
5. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項	25
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項	27
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	32
8. 業務全般に関する事項	37
9. 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項	43
10. 日本年金機構の設立準備等に関する事項	44
III. 月次計画	45
(1) 新規事業計画	47
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画	51
(3) 会議計画	54
(4) 広報計画（本庁実施分）	55
(5) 監察等計画	56
(6) 研修計画	57
(7) 保険局・年金局関係	59
IV. 附属参考資料	61

I. 事業運營方針

事業運営方針

平成22年1月、公的年金の事業運営を担う組織として、新たに「日本年金機構」が設立され、社会保険庁は廃止される。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度として、直面する課題である①年金記録問題への対応、②日本年金機構の設立に向けた準備と業務改革に全力を挙げて取り組むとともに、各業務を適正かつ着実に実施して、その役割を確実に果たし、日本年金機構のスタートに繋げる。

【年金記録問題への対応】

公的年金の加入・納付記録に関し、国民の皆様にも多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることについて、改めて深くお詫び申し上げます。

平成21年度においては、この年金記録問題の対応について、平成19年7月に政府・与党で決定した方針等に基づき、引き続き社会保険庁の最優先の課題と位置付け、職員一丸となって、総力を傾注して取り組み、国民の制度・組織への信頼の回復を図っていく。

1. 基礎年金番号への記録の統合関係
 - ①「ねんきん特別便」のフォローアップ対策
 - ②未統合記録の解明
 - ③再裁定処理の迅速な処理
 - ④「ねんきん定期便」の送付

2. コンピュータ記録と紙台帳の突合せ

3. 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応
 - ①戸別訪問による記録確認
 - ②年金受給者及び現役加入者による記録確認
 - ③迅速な被害者救済等
 - ④再発防止の徹底

4. その他
 - ①厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
 - ②共済過去記録の基礎年金番号への統合
 - ③旧令共済組合員記録への対応
 - ④基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

【日本年金機構の設立に向けた準備と業務改革】

新たに公的年金の事業運営を担う日本年金機構が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、平成20年7月に閣議決定された基本計画に基づき、その設立に向けた準備を確実に進める。

また、平成16年より、「緊急対応プログラム」や「業務改革プログラム」等に基づき、各般の業務改革を実施してきたところであるが、日本年金機構の設立に向けて、社会保険の業務をできる限り高いレベルに引き上げるとともに、新法人における組織・業務運営が円滑に行えるよう、整理・重点化した「業務改革プログラム」に基づき、実施途上の改革や新たな改革を着実に実行する。

【業務の適正かつ重点的な実施】

適用、保険料徴収、保険給付等の各業務については、厳に法令遵守を徹底し、適正かつ着実に実施する。

具体的には、

- ① 厚生年金等の適用事務において、事業所調査は、必要性が高い調査対象を選定し、重点的・効率的に実施する、
- ② 厚生年金等の保険料収納事務において、これまでの実績、経済情勢等を勘案した行動計画を策定し、確実な取組を推進する、
- ③ 国民年金保険料の保険料等収納事務において、民間委託の拡大等を進めつつ、平成20年度の実施状況を踏まえた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を推進する

など、業務にメリハリをつけながら、各般の課題に対応しつつ、各事務を遂行する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、職員一人一人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚しながら、全力を挙げて各般の課題、業務に取り組む。

Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
(但し、8、9、10は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成21年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成21年度の見込数値を計上している。

1. 年金記録問題への対応

【目標】年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。

【計画】

(1) 基礎年金番号への記録の統合関係

① 「ねんきん特別便」のフォローアップ対策

ア 20年度中に回答が得られなかった加入者について、「ねんきん定期便」に回答のお願いの文書を同封する。特に、記録が結び付く可能性が高い方には、結び付く可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封して回答を勧奨する。

イ 20年度に引き続き、政府広報等を通じて、回答の呼びかけを行う。

ウ 「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施する。

② 未統合記録の解明

20年度に実施した住基ネットや旧姓履歴データを活用した調査等により、未統合記録の持ち主と思われる方にお送りした「年金記録の確認のお知らせ」の回答等により、引き続き、解明・統合を行う。

③ 再裁定処理の迅速な処理

「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、申出の状況等に応じて、社会保険事務局からの支援の拡充、再裁定処理システムの機能強化を行うこと等により、再裁定処理の迅速な処理を目指す。

④ 「ねんきん定期便」の送付

ア すべての加入者に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に送付する「ねんきん定期便」を適切に実施する。

イ 「ねんきん定期便」の趣旨・目的等について、政府広報・社会保険庁ホームページ等により周知・広報を行う。

ウ 「ねんきん定期便」の送付に伴う相談に対応するため、相談体制を整備する。

- ・ 「ねんきん定期便専用ダイヤル」を設置し、基本的な質問に対して電話での即時応答を実施する。

- ・ 社会保険事務所に専用相談窓口を設けるとともに、社会保険出張相談（巡回相談）については、協力を得られる市町村を対象に計画的に実施する。

- ・ 全国社会保険労務士会連合会の協力を得て、都道府県社会保険労務士会の年金相談センター等における無料相談の実施、協力を得られる市町村、郵便局、農協等における社会保険労務士による相談の実施等に係る取組を実施する。

- ・ 事業主等の協力を得て、社会保険委員の活用等により、事業所における相談等を実施する。

(2) コンピュータ記録と紙台帳の突合せ

8億件超に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む。）とコンピュータ記録との照合作業については、実効性・効率性を考慮しながら進める必要があり、そのための基盤整備として、厚生年金保険被保険者名簿や国民年金被保険者名簿（市町村名簿）等の紙台帳を電子画像データ化するとともに、これらの紙台帳を個人単位（基礎年金番号単位）に集約・検索できるシステムを平成21年度中に構築する。

(3) 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応

① 戸別訪問による記録確認

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録としてオンライン上の全ての記録から抽出した約6.9万件のうち、厚生年金受給者（約2万件）について、昨年10月から、戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認を行っている。

② 年金受給者及び現役加入者による記録確認

ア 厚生年金受給者全員に対する標準報酬の情報を含むお知らせの送付を平成21年中に開始し、ご本人に記録を確認していただく。

イ 平成21年4月から、現役加入者に標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付し、ご本人に記録を確認していただく。

③ 迅速な被害者救済等

ア 上記①、②等により、ご本人に記録を確認していただいた上で、迅速な被害者救済を図る。このため、給与明細書等当時の給与実態等を確認できる資料がある場合など一定の条件を満たす場合には、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

イ 職員の不適正な遡及訂正処理への関与についても、上記①、②等を通じて把握された事案について、必要な調査を行う。

④ 再発防止の徹底

社会保険業務処理マニュアル等に基づき、遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類（賃金台帳、法人登記簿等）の添付を徹底するなど、不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための取組の徹底を図る。

(4) その他

① 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、各厚生年金基金に被保険者記録を提供することにより、記録の突合せを実施する。

② 共済過去記録の基礎年金番号への統合

20年度に共済組合等から提供を受けた共済過去記録について、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、基礎年金番号への統合を行う。

③ 旧令共済組合員記録への対応

国家公務員共済組合連合会から旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との突合せを行い、該当した方に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の給付に結びつける。

④ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- ア 定期的（4ヶ月毎）に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、個別訪問等の徹底した調査を実施して、重複付番を解消する。
- イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査（上記4項目の一致を確認）の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。

2. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

【計画】

① 20歳到達者の完全適用等

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勸奨状を送付して届出手続の勸奨を実施する。
- イ 届出勸奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない在日外国人を把握するため、市町村に情報提供を求め、適用勸奨を実施する。
- エ 住民基本台帳ネットワークシステムから34歳及び44歳到達者の情報を取得し、未加入者を把握した上で適用勸奨等を行う。

② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勸奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- エ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。
- オ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。

③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勸奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勸奨における連携を強化するための具体的方策を検討する。
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けられるようにするため、社会保険オンラインシステムの最適化と併せて、システム開発を検討する。

		21年度見込 (平成22年3月までの数値)	19年度実績
見込数値	・第1号被保険者数	19,604,000人	20,353,751人
	・第1号資格取得者数	4,995,000人	5,407,656人
	・第1号資格喪失者数	5,257,000人	6,284,724人

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。

〔数値目標〕 重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）

【計画】

① 計画的な取組み

年金記録問題への対応に配慮しつつ、社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた計画的な取組みを推進する。

② 未適用事業所の適用促進

- ア 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用して民間委託による文書・電話及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の的確な把握に努める。
- イ 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所に対しては、平成19年4月10月付「健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」の通知等に基づき、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施するとともに立入検査・職権適用を実施する。
- ウ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- エ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

③ 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。また、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- イ 適用事業所の調査において、特に資格喪失届や月額変更届について、一定期間以上遡及して提出されたものの有無を点検し、遡及して提出されたものが確認された場合にあっては、関係帳簿等との照合により、届出内容の事実関係を確認する。
- ウ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう、事業所説明会や事業所調査において指導する。

- エ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- オ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- カ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めると事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- キ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- ク 新規適用事業所の取消については、事務処理マニュアルを策定し、全国的に的確かつ適切な事務処理を徹底する。
- ケ 「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に、事業主等が反復・継続的に利用する手続について、磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用等、利用促進に係る取組を実施する。

- ※ 平成21年度の適用事業所に対する事業所調査の実施割合については、年金記録問題への対応を踏まえ、定量的な数値目標の設定は行わないが、事業所調査は年金記録問題にも直結する重要な業務であり、
- (ア) 年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査、
 - (イ) 被保険者からの確認請求に基づく調査、
 - (ウ) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査、
 - (エ) 賞与支払届を提出しない事業主に対する調査、
については適切に実施する。

④ 厚生年金特例法への対応

- ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務先の事業主からの届出や保険料の納付が無かったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんがあった場合は、法令に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。
- イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、法令に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・訪問勧奨実施事業所数		
	厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	39,407所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	3,583所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
	厚生年金保険	行動計画で定める件数	23,382件
全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	20,373件	
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	行動計画で定める件数	39,311件	
全国健康保険協会管掌健康保険	行動計画で定める件数	37,327件	
見込数値		21年度見込	19年度実績
		(平成22年3月までの数値)	
	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	94,000所	78,467所
	全国健康保険協会管掌健康保険	92,000所	77,000所
	船員保険	90所	138所
	・全喪事業所数		
	厚生年金保険	36,000所	40,121所
	全国健康保険協会管掌健康保険	36,000所	39,596所
	船員保険	120所	166所
	・適用事業所数		
	厚生年金保険	1,786,000所	1,715,590所
全国健康保険協会管掌健康保険	1,652,000所	1,582,047所	
船員保険	6,100所	6,173所	

・賞与支払事業所数（年度延数）		
厚生年金保険	1,859,000所	1,895,238所
全国健康保険協会管掌健康保険	1,558,000所	1,601,448所
船員保険	4,000所	4,025所
・資格取得被保険者数		
厚生年金保険	7,985,000人	7,424,684人
全国健康保険協会管掌健康保険	5,203,000人	4,945,206人
船員保険	25,000人	25,402人
・資格喪失被保険者数		
厚生年金保険	6,922,000人	6,642,565人
全国健康保険協会管掌健康保険	4,791,000人	4,632,242人
船員保険	26,000人	26,076人
・被保険者数		
厚生年金保険	36,441,000人	34,570,097人
全国健康保険協会管掌健康保険	20,482,000人	19,806,788人
船員保険	61,000人	62,804人
・被扶養者数		
全国健康保険協会管掌健康保険	16,484,000人	16,487,541人
船員保険	77,000人	94,602人

3. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期（平成20年12月）の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。

【計画】

① 未納者属性に応じた納付督促・勧奨の実施

ア 市町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。

(ア) 未納者属性毎に最も効果的な対策を検討・実施し、実施結果の分析、評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組とする。

a 高所得者層を中心に度重なる納付督促に応じない者への強制徴収の実施

b 中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底

c 免除等の対象者層に対する免除勧奨の実施

(イ) 市場化テストの対象社会保険事務所においては、毎週・毎月の情報提供を軸に、社会保険事務所と民間事業者の連携を強め、社会保険事務所においても民間事業者の実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて指導・助言を行うなど、双方が協力して目標達成に向けた取組を実施する。

イ 市場化テストについては、312カ所の全社会保険事務所において実施する。

また、平成21年10月から開始する127カ所の社会保険事務所においては、従来の委託対象業務のほか、免除等勧奨業務を新たに追加する。

なお、市場化テスト事業における実績及び納付督促の質の向上を図るため、実施要領等を見直しを行う。

ウ 社会保険事務所における市場化テスト未実施期間の納付督促については、a～dの督促業務の組み合わせによる効果的な督促を検討し、月別の行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…現年度の未納被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

- b 電話…接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。
- c 戸別訪問…戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。
また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。
- d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。
- エ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。
- オ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。

② 強制徴収の実施

- ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を行う。
- イ 具体的には、最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、「督促状」を送付する。督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

③ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知及び適正な運用

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて保険料の全部又は一部の納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。
- キ 卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に、必要な事項を印字した申請書を送付し、必要最小限の記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨を円滑に実施する。
- ク 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除等の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。
- ケ 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。
- コ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請

を代行できる仕組みにより、申請手続の簡素化を図る。

サ 福祉事務所等から生活保護に関する情報の提供を受け、その情報を活用して免除等に該当すると思われる者には免除等制度の利用についての必要な届出及び申請の勧奨を実施する。

④ 納めやすい環境づくり

ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。

イ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。

ウ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。

⑤ きめ細かい情報の提供

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に1年間の納付状況を記載することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

⑥ 市町村、各種団体との連携・協力

ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。

イ 市町村の判断により、国民年金保険料の強制徴収対象者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定め、未納者との接触の機会を設けることにより、自主的な保険料納付の働きかけ等を行う。

ウ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・ 催告状発行件数	行動計画で定める件数	823万件
・ 電話納付督促件数	行動計画で定める件数	393万件
・ 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,432万件
・ 最終催告状発送件数	行動計画で定める件数	40,727件
・ 保険料納付月数	行動計画で定める月数	11,609万月
・ 保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	18,153万月
・ 免除件数	行動計画で定める件数	315万件
・ 若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	37万件
・ 学生納付特例件数	行動計画で定める件数	166万件

		21年度見込	19年度実績
見込数値	・コンビニ収納件数	872万件	874万件
	・追納件数	56万件	73万件